地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」(平成29年政令第213号)が公布され、平成29年 8月1日から施行されるところである。

これに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号。 以下「記載要領通知」という。)の一部を別紙のとおり改正し、平成29年8月1日から適用する こととする。

なお、記載要領通知の主な改正内容等は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に周知徹底を図られたい。

記

1 記載要領通知の主な改正内容

高額療養費制度の見直し(平成29年8月施行分)により、70歳以上の一般所得者の入院療養に係る高額療養費の算定基準額が引き上げられ、多数回該当(44,400円)が設定されることに伴い、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療において、自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合は、特記事項欄に「34

多工」を記載すること。

2 その他

平成30年8月1日施行の高額療養費制度の見直しにおいても、70歳以上の所得区分の細分化等に伴い、記載要領通知の一部を改正する予定としていること。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号) の一部改正について

1 別紙1のⅡの第3の2の(13)の表中「18」及び「34」を次のように改める。

コード	略号	内容
1 8	一般	70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療に
		あっては課税所得145万円未満)の世帯」の適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医
		療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合(特記事項「34」
		の②に該当する場合を除く。)
3 4	多エ	以下のいずれかに該当する場合
		① 70歳未満で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び退職者医療に
		あっては、旧ただし書き所得210万円以下)の世帯」の適用区分(エ)の記
		載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾
		病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療
		養費多数回該当の場合
		② 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医
		療にあっては課税所得145万円未満)の世帯」の適用区分(Ⅲ)の記載のあ
		る特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であっ
		て、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療
		(入院に限る。) の自院における高額療養費の支給が直近12か月間におい
		て4月目以上である場合

- 2 別紙1のⅡの第3の2の(38)の「ス」及び「ム」を次のように改める。
 - ス 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満)の世帯」の特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証(適用区分が皿であるもの)が提示された場合(ムに該当する場合を除く。)には、「特記事項」欄に「一般」と記載すること。
 - ム 前フにおける「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下)の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満)の世帯」の適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療(入院に限る。)の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合には、「特記事項」欄に「多工」と記載すること。

- 3 別紙1のⅢの第3の2の(34)の「サ」及び「へ」を次のように改める。
 - サ 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満)の世帯」の特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証(適用区分が皿であるもの)が提示された場合(へに該当する場合を除く。)には、「特記事項」欄に「一般」と記載すること。
 - へ 前ネにおける「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得210万円以下)の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満)の世帯」の適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療(入院に限る。)の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合には、「特記事項」欄に「多工」と記載すること。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

後 īF 改 īF 改 別紙 1 別 紙 1 Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

- 第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)
 - 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項
- (13) 「特記事項」欄について

(略)

3 3 3 4

多エ

記載する略号をまとめると、以下のとおりである こと。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記 載すること。

コード 略 믕 容 0 1 (略) 1 7 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下 1 8 — 般 (国民健康保険及び後期高齢者医療にあ っては課税所得145万円未満)の世帯」の |適 用 区 分 (Ⅲ) の 記 載 の あ る 特 定 医 療 費 |受給者証又は特定疾患医療受給者証が提 |示 さ れ た 場 合 (特 記 事 項 「 3 4 」 の ② に |該 当 す る 場 合 を 除 く 。) 1 9

以下のいずれかに該当する場合

70歳未満で「標準報酬月額26万円 以下(国民健康保険及び退職者医療

- Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
 - 第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)
 - 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項
 - (13) 「特記事項」欄について

記載する略号をまとめると、以下のとおりである こと。なお、電子計算機の場合はコードと略号を記 載すること。

前

<u> </u>																
¬ - ₽	略号		内					容								
0 1																
₹		(略)													
1 7																
1 8	一般	70	歳以	上 7	<u>ξ</u> Γ	標	準	報	酬	月	額	26	万	円	以	下
		(国	民 健	康伐	录 険	及	び	後	期	高	齢	者	医	療	に	あ
		って	は課	税所	f 得	14	5万	円	未	満)	の	世	帯	J	の
		適 用	区 分	(I	Ⅱ)	の	記	載	の	あ	る	特	定	<u>医</u>	療	費
		受 給	者 証	又は	ま特	定	疾	患	医	療	受	給	者	証	が	提
		示さ	れた	場合	ì											
1 9																
₹		(略)													
3 3																
3 4	多工	70	歳未	満つ	ر ر	標	準	報	酬	月	額	26	万	円	以	下
		(国	民 健	康伐	录 険	及	び	退	職	者	医	療	に	あ	っ	て
		は、	旧た	だし	,書	き	所 征	得 2	210)万	円	以	下)	の	世

円以下)の世帯」の適用区分(エ)	
の記載のある特定医療費受給者証、	
特定疾患医療受給者証又は小児慢性	
特定疾病医療受給者証が提示された	
場合であって、特定疾病給付対象療	
養高額療養費多数回該当の場合	
② 70歳以上で「標準報酬月額26万円	
以下(国民健康保険及び後期高齢者	
医療にあっては課税所得145万円未	
満)の世帯」の適用区分(Ⅲ)の記	
載のある特定医療費受給者証又は特	
定疾患医療受給者証が提示された場	
合であって、難病法による特定医療	
又は特定疾患治療研究事業に係る公	
費負担医療(入院に限る。)の自院	
における高額療養費の支給が直近1	
2 か 月 間 に お い て 4 月 目 以 上 で あ る	
<u>場合</u>	
3 5	3 5
(略)	₹
3 7	3 7

|帯」の適用区分(エ)の記載のある特定|| 医療費受給者証、特定疾患医療受給者証 又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提 示された場合であって、特定疾病給付対 象療養高額療養費多数回該当の場合

(38) その他 ア~シ(略)

(38) その他 ア~シ(略)

(略)

ス 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得 145万円未満)の世帯」の特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証(適用区分が皿であるもの)が提示された場合<u>(ムに該当する場合を除く。)</u>には、「特記事項」欄に「一般」と記載すること。

セ~ミ(略)

ム 前フにおける「標準報酬月額26万円以下(国 民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし 書き所得210万円以下) の世帯」の適用区分の記 載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給 者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示さ れた場合であって、特定疾病給付対象療養高額療 養 費 多 数 回 該 当 の 場 合 、 又 は 70歳 以 上 で 「 標 準 報 酬月額26万円以下 (国民健康保険及び後期高齢者 医療にあっては課税所得145万円未満)の世帯」の 適用区分(Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証 又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であ って、難病法による特定医療又は特定疾患治療研 究事業に係る公費負担医療(入院に限る。)の自 院における高額療養費の支給が直近12か月間に おいて4月目以上である場合には、「特記事項」 欄に「多エ」と記載すること。

ス 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得 145万円未満)の世帯」の特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証(適用区分が皿であるもの)が提示された場合には、「特記事項」欄に「一般」と記載すること。

セ~ミ(略)

ム 前フにおける「標準報酬月額26万円以下(国 民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし 書き所得210万円以下)の世帯」の適用区分の記 載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給 者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療 養費多数回該当の場合には、「特記事項」欄に 「多エ」と記載すること。

- Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
 - 第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)
 - 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項
 - (34) その他 ア~コ(略)
 - サ 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得145万円未満)の世帯」の特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証(適用区分が皿であるもの)が提示された場合 (へに該当する場合を除く。)には、「特記事項」欄に「一般」と記載すること。

シ~フ(略)

へ 前 ネにおける「標準報酬月額 2 6 万円以下(国民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし書き所得 210万円以下)の世帯」の適用区分の記載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合、又は70歳以上で「標準報酬月額 2 6 万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得 1 4 5 万円未満)の世帯」の

- Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
- 第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)
 - 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項
- (34) その他 ア~コ(略)
 - サ 70歳以上で「標準報酬月額26万円以下(国民健康保険及び後期高齢者医療にあっては課税所得 145万円未満)の世帯」の特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証(適用区分が皿であるもの)が提示された場合には、「特記事項」欄に「一般」と記載すること。

シ~フ (略)

へ 前ネにおける「標準報酬月額26万円以下(国 民健康保険及び退職者医療にあっては、旧ただし 書き所得210万円以下)の世帯」の適用区分の記 載のある特定医療費受給者証、特定疾患医療受給 者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証が提示された場合であって、特定疾病給付対象療養高額療 養費多数回該当の場合には、「特記事項」欄に 「多エ」と記載すること。 適用区分(皿)の記載のある特定医療費受給者証 又は特定疾患医療受給者証が提示された場合であって、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療(入院に限る。)の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合には、「特記事項」欄に「多工」と記載すること。